別紙様式１３（第１４条関係）

北院大　　第　　　号

年　　月　　日

保有個人情報不訂正決定通知書

様

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学長

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９３条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正をしないこととした理由 |  |

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決

定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【本件連絡先】

　課　　　係

担当者：

電　話：

ＦＡＸ：

e-mail：